平成２２年（フ）第１４３号
三重県四日市市桜花台２丁目５番地の９
破産者　有限会社だるま設備設計
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
三重県四日市市山田町3496番地１
破産者　橋本　範子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
三重県三重郡朝日町大字縄生357番１
破産者　有限会社花せんか
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
三重県四日市市川島町1684番地14、前住所三重県四日市市坂部台１丁目８番地11
破産者　水野　卓弥
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６３５７号
大阪府八尾市太田新町８丁目148―11、商業登記簿上の本店所在地堺市美原区平尾2409番地13
破産者　株式会社ケイ・ティ・ワイ大阪
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２５号
大阪府大東市新田中町５―17、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区放出東１丁目17番24号
破産者　豊精工株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９１号
大阪市西区北堀江１丁目11番５号柴田ビル４Ｆ
破産者　株式会社アンテック
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８８号
大阪市北区天満１丁目１番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市楠根１丁目５番32号
破産者　株式会社大平
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３６号
大阪市中央区本町橋６番19号
破産者　有限会社ジェイクアンドアリーナ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７６号
大阪府枚方市池之宮２丁目４―18―302
破産者　株式会社アークマインド
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９７号
大阪府箕面市新稲１丁目19番６号
破産者　有限会社エム・ワイ・シー
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０２号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目４番４号
破産者　向井建設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２５号
大阪府寝屋川市池田北町23番９号
破産者　株式会社武義
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７２号
大阪府茨木市大正町４―18
破産者　株式会社伊東水産
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６号
大阪府羽曳野市西浦６丁目２番22号
破産者　株式会社大鷹建設工業
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
兵庫県西宮市芦原町８番
破産者　有限会社慶昌オート
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７９号
兵庫県宝塚市伊孑志２―15―50　グレース21―202号、開始決定時の住所兵庫県西宮市上葭原町４番34号
破産者　髙島歯科診療所こと　髙島　慎一
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３号
愛媛県宇和島市下波2951番地
破産者　若宮水産株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４４５号
北九州市小倉北区吉野町11番23号
破産者　株式会社オルビスエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2612番地２
破産者　有限会社古賀建設
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
東京都町田市金森１丁目23番４―403号
破産者　佐々木　彰
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３２号
相模原市中央区千代田２丁目５番15号
破産者　有限会社セイコーテクノ
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部